

小児慢性特定疾病 新規申請に必要なもの

□ (1) 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書 (両面印刷されています)

「受診者」欄

- ・医療費助成を希望される方(お子さん)の情報について記入をお願いします。
- ・「個人番号」欄にはマイナンバーを必ずご記入ください。

「自己負担上限額の特例」欄

- ・世帯内で、小児慢性特定疾病または指定難病の医療費支給を受けている方がいる場合は「世帯内按分特例」にを入れ、裏面の「支給認定基準世帯員」の欄に記名し、○をつけてください。
- ・重症の申請を行う方は「重症患者認定」にを入れ、別紙「重症患者認定申告書」を提出してください。この申告書は申請者が作成してください。
- ・人工呼吸器などを装着されている方は「人工呼吸器等装着」にを入れ、別紙「人工呼吸器等装着者証明書」を提出してください。この証明書は指定医に作成を依頼してください。

「受診を希望する指定医療機関(薬局、訪問看護事業者等を含む)」欄

- ・受診者が現在通われている医療機関をご記入ください。病院・診療所だけでなく、薬局や訪問看護についても漏れなくご記入ください。ここに記入されない病院・診療所・薬局・訪問看護では、医療費助成を受けることができません。

「申請者記名」欄

- ・申請者(保護者、18歳以上の場合は受診者本人)の住所氏名、続柄、個人番号をご記入ください。

「支給認定基準世帯員」欄

- ・受診者が加入する医療保険の種類から次の表を確認し、該当する人の氏名等をご記入ください。

<支給認定基準世帯員及び医療保険の種類について>

医療保険の種類		「支給認定基準世帯員」の欄に記入する氏名	必要となる医療保険の資格者情報がわかるもの
国民健康保険 (退職者国保・国保組合を含む)		<input type="checkbox"/> 受給者本人氏名と <u>同じ国保に加入している人全員 の氏名</u>	<input type="checkbox"/> 同じ国保に加入し ている人全員分
被用者保険 (協会けんぽ、共済組合、健保組合等)	受給者が被保険者の家族の場合	<input type="checkbox"/> 受給者本人と被保険者の氏名	<input type="checkbox"/> 受給者本人分と被保険者分
	受給者が被保険者の場合	<input type="checkbox"/> 受給者本人 ※ただし18歳未満の場合は保護者の氏名も記入	<input type="checkbox"/> 受給者本人分

課税確認に関する「該当する状況欄」

- ・小児慢性特定疾病の制度においては、自己負担額の算定を行うため課税額等の確認が必要になります。該当する項目に○をつけてください。
- ・「支給認定基準世帯員」欄に記入された方の中に、令和6年1月1日時点で住民登録が高崎市にない方がいる場合には、受付時に令和6年1月1日時点での住民登録地をお伝えください。
- ・所得状況を申告していない場合は、該当年度分の所得状況の申告が必要になります。

「意見書の研究利用についての同意書」欄

- ・ご提出いただく医療意見書が小児慢性特定疾病研究の基礎資料として使用されることへの同意のご協力をお願いしております。ご同意いただける場合は住所氏名をご記入ください(同意は任意です)。

(裏面に続きます)

□ (2) 医療意見書

- ・作成する医師が指定医(小児慢性特定疾病指定医登録をしている医師)であることをご確認ください。
- ・複数の疾病での医療給付を希望される方は、それぞれの疾病ごとに医療意見書をご用意ください。

□ (3) 医療保険の資格情報がわかるもの

- ・「支給認定基準世帯員及び医療保険の種類」の表をご確認いただき、申請に必要となる方の医療保険の資格情報がわかるものをご用意ください。
- ・具体的には、申請者等が加入する医療保険の保険者から交付された「保険証」、「資格確認情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等が該当します。
- ・来庁時にコピーをとらせていただくことがあります。

□ (4) 同意書

- ・医療保険上の所得区分の照会を行う上で必要となる書類です。

□ (5) (該当する方のみ) 公的年金・手当の書類

- ・「支給認定基準世帯員」欄に記入された方全員が非課税の場合で、申請者(保護者)の令和5年の年間の合計所得金額が80万円以下で公的年金等を受給している場合は、次の書類をご提出ください。

年金・手当の種類	必要書類
障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金などの公的年金等(非課税年金)	「公的年金証書」等の写し、振込み通知書等、入金印字された通帳の写し
特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当	「特別児童扶養手当等の証書」等の写し、振込み通知書等

□ (6) 個人番号カード(マイナンバーカード)または通知カード

- ・「支給認定基準世帯員」欄にご記入いただいた方の分の個人番号カードまたは通知カードをお持ちください。

□ (7) 来庁者の身分証明書

- ・個人番号カード、運転免許証、パスポート等の顔写真入りの身分証明書をお持ちください。お持ちいただく身分証明書についてご不明な点がございましたら保健予防課までお問い合わせください。

□ (8) 委任状 (申請者以外の方が来庁される場合)

- ・申請者以外の方が来庁される場合は、来庁者は代理人となるため、申請者(委任者)からの委任状をご用意ください。

<注意事項>

- ・小児慢性特定疾病の新規申請については、18歳未満の児童が対象となります。
- ・満20歳に達する日の前日までが、受給者証の有効期限になります。